

【各類型共通】

Q 1. Gビズ ID に関する問い合わせはどこにすればよいですか？

A 1. Gビズ ID のホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q 2. 公募説明会や交付説明会は開催しないのですか？

A 2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、現時点では、開催の予定はありません。

Q 3. 以前の締切回で不採択となった場合、再度申請することは可能ですか？

A 3. 可能です。

Q 4. 過去のものづくり補助金に採択された事業者も申請可能ですか？

A 4. 申請は可能ですが、3 年以内に交付決定を受けた事業者は、減点措置の対象となりますのでご了承ください。

Q 5. どういった雇用形態の人でも地域別最低賃金 + 3 0 円を満たしている必要がありますか？

A 5. 満たしている必要があります。ただし、都道府県労働局長から最低賃金の減額特例の許可を受けている労働者は地域別最低賃金 + 3 0 円を満たしている必要はありません。

Q 6. 給与支給総額に役員報酬は含まれますか？

A 6. 含まれます。

Q 7. 被用者保険（厚生年金）の任意適用による加点措置は、従業員 50 名以下の事業者も対象となりますか？

A 7. 従業員 50 名以下の事業者も被用者保険（厚生年金）の任意適用が可能ですが、加点措置の対象とはなりません。

Q 8. 特定適用事業所該当通知書はどうすれば取得できますか。

A 8. お近くの年金事務所にご相談ください。

Q 9. 様式 1（従業員への賃金引上げ計画の表明書（従業員がいる場合））の「事業場内最低賃金で働く従業員」の署名捺印は必須でしょうか？

A 9. 必須です。ただし、「事業場内最低賃金で働く従業員」の署名捺印にかえて、事業場内最低賃金で働く従業員を含む複数の従業員の署名・捺印とすることは認められます。このとき、

「事業場内最低賃金で働く従業員」の記載を落としていただいても構いません。

Q10. 補助事業終了後5年以内に補助対象者の要件を満たさなくなった場合に補助金の返還が必要ですか？

A10. 事業実施期間内に補助対象者の要件を満たさなくなった場合には補助金が支払われませんが、事業終了後に大企業となった場合には補助金の返還は必要ありません。(令和元年度補正事業者から適用になります。)ただし、個人事業主が医療法人になった場合は、従来どおり財産処分の扱いとなり、補助金額の一部を返還していただく必要があります。

Q11. 給与支給総額にはどんな経費が含まれますか？

A11. 従業員や役員に支払う給料、賃金、賞与のほか、各種手当(残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)といった給与所得とされるものが含まれます。ただし、退職手当など、給与所得とされないものは含まれません。福利厚生費も含まれません。

Q12. 会社全体の事業計画上の人件費にはどんな経費が含まれますか？

A12. 下の各項目の全てを含んだ総額を人件費とします。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの。)
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
- ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。

Q13. 個人事業主の場合、会社全体の事業計画上に入力する売上高、営業利益、経常利益、人件費、減価償却費、設備投資費、給与支給総額、付加価値額 はどのように算出すればよいですか？

A13. 青色申告決算書(損益計算書)上で以下の費目が該当します(丸数字は、所得税申告決算書の該当番号です)。

売上高=売上(収入)金額(①)

営業利益=差引金額+利子割引料(③+②)・・・③の差引金額に②を加算(戻入)します。

経常利益=差引金額(③)。

人件費=福利厚生費+給料賃金(⑱+⑳)

※個人事業主の場合、応募申請にあたっては、電子申請システムで「事業計画」を入力する際の『人件費』は、この定義に基づいて算定した数値をご入力ください。

減価償却費=減価償却費(⑱)

設備投資額=各年度の設備投資額

給与支給総額＝給料賃金＋専従者給与＋青色申告特別控除前の所得金額（⑳＋㉔＋㉕）

個人事業主の付加価値額※

＝営業利益(㉓＋㉒)＋減価償却費⑱＋福利厚生費⑲＋給料賃金⑳

※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である㉔専従者給与(＝ご家族の方等のお給料)および㉕青色申告特別控除前の所得金額(＝事業主個人の儲け)の2項目を「人件費」に参入せずに計算します。

なお、同じ『事業計画書』の「1.応募者の概要」にある（4）経営状況表の「③税引後当期利益」の欄には、「所得金額㉕」をご入力ください。

Q14. 賃金引き上げによる加点（公募要領P. 20④-1）を希望する場合、どのような書類を添付すればよいですか？

A14. 様式1 従業員への賃金引上げ計画の表明書に、給与支給総額を年率平均何%増加させ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋何円の水準とする計画であることを記載して、添付してください。

Q15. 公募要領P. 20に「過去3年以内に、類似の補助金の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点」とありますが、交付決定後に事業廃止等を行った事業者も減点措置の対象となりますか？

A15. 交付決定後に事業廃止等を行っていても減点措置の対象となります。

Q16. 公募要領P. 8に「給与支給総額を用いることが適切でないと解される特別な事情がある場合」とありますが、具体的にどのような場合があるのでしょうか？

A16. 役員や従業員が、自己都合により退職した場合を想定しております。

Q17. 公募要領P. 8に「事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合は、導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還を求めます。」とありますが、この「事業計画終了時点」とは、いつのことを指しているのでしょうか？

A17. 「事業計画終了時点」とは、3年の事業計画であれば3年後、5年の事業計画であれば5年後を指します。3年の事業計画の場合、3年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して4.5%（年率平均1.5%×3）以上増加していれば、仮に2年後の給与支給総額が基準年度の給与支給総額と比較して3.0%（年率平均1.5%×2）以上増加していなくても、返還を求めません。

Q18. Q17の「導入した設備等の簿価又は時価のいずれか低い方の額のうち補助金額に対応する

分（残存簿価等×補助金額／実際の購入金額）の返還」について、簿価、時価の算出方法を教えてください。

A18. 簿価（残存簿価相当額）の算出方法・・・設備等取得時の価格を以下の方法により減価償却した後の金額（返還時点）を指します。

（参考）減価償却の方法について

ア）法人の場合

「建物、建物付属設備、構築物、ソフトウェア」は定額法を用いる。

上記以外は定率法を用いる。ただし、機械装置・車輛・器具備品については定額法を用いることも可能です。

イ）個人事業主の場合

基本的にすべて定額法を用います。ただし、機械装置・車輛・器具備品については定率法を用いることも可能です。

※圧縮記帳や特別償却を行った場合も、上記の方法により減価償却した額を用います。
時価の算出方法・・・2者以上の買い取り業者等から取得した買い取り価格の見積のうち、いずれか高い額を指します。

Q19. 公募要領P. 4 2. 補助対象者の要件に「申請締切日前10か月以内に同一事業（令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）の交付決定を受けた事業者を除きます。」とありますが、交付決定後に事業の廃止等を行っている事業者であれば補助金に応募することはできますか？

A19. 申請締切日前10か月以内に同一事業（令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）の交付決定を受けた事業者は、事業の廃止等を行っていても、補助金に応募することができません。

Q20. 会社全体の事業計画の基準年度はどのように入力すればよいですか？

A20. 基準年度の欄には、申請締切日から6か月前の日以降の決算の実績値（実績値が確定していない場合は見込み値）に基づく数値をご入力ください。見込み値をご入力いただき採択された場合は、交付申請時等、実績値が判明次第、実績値をご報告いただくこととなります（賃上げにかかる補助金返還の判定には、実績値を用います）。

Q21. 機械装置・システム構築費の対象経費の区分として、「①もしくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費」とあるが、「一体で行う」とは具体的にどういう意味でしょうか。

A21. 本補助金（今回応募する事業）で新たに購入、製作（構築）、借用した機械装置・システムの改良・修繕又は据付けであれば対象となることを意味します。補助事業実施既存の機械装置・システムの改良・修繕又は据付けに要する経費は対象外となります。

Q22. 海外から機械装置等を購入した場合の外国通貨の取り扱いについて、外貨を円貨に換算する基準を明示してください。また、交付申請時で換算した交換水準と、購入代金支払時における交換水準が変動している場合の取り扱いはどうすればよいでしょうか。

A22. 見積書、請求書等が「外貨建て」である場合、申請時又は実績報告書の経費明細等金額を記載する書類にはすべて「円貨建て」でご記載ください。換算基準は、申請時は交付申請時の前1か月以内の特定日、実績報告時は支払日として、使用する換算レートは公表仲値（電信仲値相場＝TTM）を用いてください。TTMについては、旧外国為替専門銀行（東京銀行）である三菱UFJ銀行公表の仲値の使用を原則といたしますが、お取引のある金融機関の公表仲値を使用することでも構いません。なお、換算に使用した公表仲値は①年月日②公表金融機関名を必ず明示してください（必須記載事項）。なお、交付申請時の見積書で換算した金額に比べ、実際の支払時に円安となっている場合でも、交付される金額は補助金交付決定額が上限となります。

Q23. 決算期の変更により、基準年度における決算の期間が1年に満たない場合、会社全体の事業計画における給与支給総額等はどのように記載すればよいでしょうか？

A23. 決算の期間が6か月の場合ならば、その額を2倍にするなど、12か月相当分の数値を記載してください。なお、給与支給総額など、基準年度における12か月分の金額が積算可能な場合は、その額を記載していただいても構いません。

Q24. 事業場内最低賃金の「事業場」とは、具体的にどこを指すものでしょうか？

A24. 応募申請書に記載された補助事業の実施場所となります。事業場内最低賃金とは、補助事業実施場所で働く従業員に適用する時給額（月給制などの場合は時給換算した額）のうち最も低い額となります。また、地域別最低賃金とは、補助事業実施場所が所在する都道府県に適用される最低賃金となります。

【グローバル展開型】

Q 1. ①類型について、本補助金の経費対象とする海外子会社は複数でも良いでしょうか。

A 1. 事業要件を満たす海外子会社であれば、複数でも構いません（ただし、経費区分毎に、複数子会社の経費合計が上限を超えない範囲が対象範囲となります。）。

Q 2. ①類型において、海外支店や海外子会社が機械装置等を購入することは可能でしょうか。

A 2. 可能です。海外支店の場合は、「機械装置・システム構築費」、海外子会社の場合は、「外注費」で計上してください。

Q 3. ①類型（海外直接投資）及び④類型（海外事業者との共同事業）に応募等する際、公募要領で定められている各種契約書等の必要記載事項の基準はありますか。

A 3. 各種契約書等の記載項目の基準は特に設けていませんが、次の項目を参考としてください。より詳細かつ具体的な内容をご提示いただくことで、採択審査の評価に反映されます。

1. ①類型（海外直接投資）

（1）実績報告時：海外子会社等との委託（貸与）契約書とその事業完了報告書

- ・委託する事業の名称、内容（契約書、報告書）
- ・貸与する機械装置等の名称（契約書、報告書）
- ・貸与する期間（契約書、報告書）
- ・委託した事業の成果、今後の見込み（報告書） 等

2. ④類型（海外事業者との共同事業）

（1）応募時：共同研究契約書又は業務提携契約書

- ・事業者名（共同事業者も）
- ・共同で行う事業の名称、内容
- ・共同で行う事業の期間
- ・守秘義務
- ・共同で行う事業成果の権利帰属 等

（2）実績報告時：契約の進捗が分かる成果報告書

- ・共同で行った事業内容
- ・共同で行った事業の進捗状況
- ・共同で行った事業の成果、今後の見込み 等

なお、各種報告書の様式は任意としますが、④類型の各契約書を除き、提出資料は日本語で作成されたもの、もしくは日本語訳をおつけいただいたものに限りします。

Q 4. ②類型（海外市場開拓）及び③類型（インバウンド市場開拓）に応募等する際、公募要領で定められている各種報告書の必要記載事項の基準はありますか。

また、外部の調査機関に外注した報告書が必要です。

A 4. 各種報告書の記載項目の基準は特に設けていませんが、次の項目を参考としてください。
より詳細かつ具体的な内容をご提示いただくことで、採択審査の評価に反映されます。

1. ②類型（海外市場開拓）

（1）応募時：具体的な想定顧客が分かる海外市場調査報告書

- ・販売を想定している国、製品等の市場環境・競争環境
- ・販売を想定している国、製品等の顧客ニーズ
- ・販売戦略 等

（2）実績報告時：想定顧客による試作品等の性能評価報告書

- ・試作品等の強度、安全性、耐久性等
- ・試作品等の操作性、機能性等
- ・顧客の満足度

2. ③類型（インバウンド市場開拓）

（1）応募時：具体的な想定顧客が分かるインバウンド市場調査報告書

- ・販売を想定しているサービス等の市場環境・競争環境
- ・販売を想定しているサービス等の顧客ニーズ
- ・販売戦略 等

（2）実績報告時：プロトタイプの仮説検証の報告書

- ・仮説を設定するうえでの現状観察・分析
- ・仮説の設定内容
- ・仮説の検証方法、内容

なお、各種報告書の様式は任意とし、外注及び内製は問いません。ただし、提出資料は日本語で作成されたもの、もしくは日本語訳をおつけいただいたものに限りします。

Q 5. ②類型・③類型における「製品等/サービス等販売先の2分の1以上」とは、具体的にどのように考えればよいのでしょうか。

A 5. 策定する3～5年の事業計画において、補助事業によって開発又は生産（提供）方式を刷新した製品（サービス）の販売先が海外顧客/インバウンド顧客であり、その販売先数が総販売先数の2分の1以上であることが必要です。

「販売先2分の1以上」の指標は、想定する顧客数、販売先数、売上額等、実施事業内容に応じて設定していただいて構いません。

なお、その論拠は、応募時に提出する各種報告書に記載願います。

Q 6. ④類型（海外事業者との共同事業）における外国法人の制限はあるのでしょうか。

A 6. 法人格を有していれば構いません。ただし、補助事業者と「資本関係」のある外国法人は

対象外です。なお、資本関係が一切ない場合は、補助事業者の役職員が当該外国法人の役職員を兼務している事実（人的関係）があっても、対象となります。

Q7. ①類型(海外直接投資)の条件として、「単価50万以上の海外事業と一体的な機械装置等を取得すること」とあるが(公募要領p.7 下から4行目)、「一体的な」とはどのようなものか。

A7. 例えば、次のような事例を想定しています。

- ・日本本社と海外子会社等が相互に連携し、製品・サービス提供を高度化・高付加価値化する等のために必要となる投資、
- ・サプライチェーンの多元化を図ること等を目的とし、海外子会社と同等レベルの設備を導入するために必要となる投資、
- ・日本本社と海外子会社等との間で、同一の在庫管理や販売に係るシステムを構築するために必要となる投資、 等です。